

2 番 おはようございます。通告2番 2番議員、曾根田徹。通告に従いまして、就学援助の準要保護認定基準の拡充について質問いたします。

厚生労働省がことしの4月に発表した国民生活基本調査では、年間所得が下落し、貧困率も最悪になるなど国民生活が苦しくなっていることが明らかになった。

調査でわかったことは、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の割合件数、子供の貧困率は16.3%で、前回の調査から0.6ポイント悪化し、過去最悪を更新している。特に、母子世帯など、大人が1人しかいない世帯の貧困率は54.6%に上り、大半を占める母子世帯が低所得者であることを示している。

平成24年の年間所得は全世帯平均で537万2,000円、65歳以上の高齢者の世帯は309万1,000円、18歳未満の子供のいる世帯の平均所得は673万2,000円で、母子世帯では平均所得が243万4,000円と低い所得である。そこで、生活意識調査では大変苦しい、やや苦しいが59.9%に上り、とりわけ子供のいる世帯では65.9%、母子世帯では84.8%が苦しいと答えている。経済的な困窮が深刻であり、子供の貧困対策として実効性のある対策が求められる。

そこで、以下3点を伺う。

一つ目に、国の生活保護基準引き下げや消費税増税の問題、生活保護費削減は受給世帯及び就学援助を受けている子育て世帯に深刻な影響を広げる。準要保護認定基準を生活保護基準に引き下げる自治体の動きもあるが、本町の考えは。

二つ目に、町の準要保護認定基準は生活保護基準の1.3倍未満の世帯としている。今後の援助基準を1.5倍以下に引き上げる考えは。

三つ目に、国の示す要保護への補助対象は12品目であるが、本町は4品目が補助されているに過ぎない。拡充する考えは。

以上、登壇からの質問といたします。

町 長 通告2番 曾根田徹議員の就学援助の準要保護認定基準をとというようなことで三つほど頂戴しているわけでございます。

就学援助制度につきましては、学校教育法第19条の規定に基づきまして、市町村の責務として本町でも実施しているものございます。

就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定される要保護者と、それに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める準要保護者がありまして、準要保護者につきましては、国や県で統一された基準がございませんので、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じまして基準を定め、認定を行っているというようなところでございます。

本町での準要保護の認定に際しましては、保護者の申請に基づき、必要書類を確認した上で、生活実態を捉えることを目的に、学校長の意見や民生委員による世帯調査の報告などを参考にいたし、認定基準と照らし合わせながら審査を行っておるものでございます。

そのような中で1点目の御質問でございますが、準要保護認定基準の算定に用いる生活保護基準についての御質問でございますが、本制度におきましては全国的に生活保護基準額を参照して算定が行われておりまして、本町におきましては、世帯の総収入と生活保護基準に基づく世帯の需要額とを見比べる方式としているところでございます。

平成25年8月から生活扶助基準が見直されておりますが、これに対しましては、見直しに対する影響が生じないよう国から要請があったことを踏まえまして、本町の算定において引き下げは行っておりません。

今後におきましても、国の考え方に合わせて考えてまいりたいというような考えでございます。今、議員御心配されるような町単独で下げるといようなことは考えておらないというようなことで御理解をいただきたいと思えます。

2点目の、援助基準を1.5倍以下に引き下げる考えについての御質問でございますが、議員の御質問のとおり、本町では生活保護基準の1.3倍以下の世帯を認定の基準としております。これを1.5倍以下とすることといたしますと、認定される児童生徒が単に増加することとなるわけですが、同時に、財政負担が増加しますとともに、収入が比較的多い世帯への支給にもつながることとなりますので、引き上げにつきましては慎重に検討していかなければならないというような考えでございます。

また、市町村により算定の仕方が異なるため、一概に比べることはできませんが、近隣の市町村及び県内の町村部では、生活保護基準の1.3倍以下としているところが多数でございます。このような地域の均衡も鑑み、現段階では1.5倍以下への引き上げは考えておらないというようなことで御理解を賜りたいとお願いをするところでございます。

3点目の、支給対象項目の拡充についての御質問でございますが、御質問いただきました支給対象項目につきましては、現在、学用品費及び通学用品費、給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費を支給しております。単価につきましては、毎年度文部科学省が示す要保護児童生徒補助金の単価に準じております。

児童生徒1人当たりの支給額につきましては、最も低い小学校2年から5年まででおよそ年5万7,000円、最も高い中学校3年でおよそ年12万2,000円となっており、このうち、給食費及び修学旅行費につきましては

その全額を支給しておりますので、必要な援助は行うことが十分できているんじゃないだろうかというような考えでございます。

厳しい財政状況にある中においても、経済的困窮を理由に義務教育を受けることができない児童生徒が存在するという事態は、これは避けなければならないというようなことございまして、本制度は貧困状態になった場合には援助を受けることができるという仕組みとなっており、支給に対しましても文部科学省が物価などを加味して単価を定めておりますので、妥当な金額を支給できているものというような判断を持っているところでございます。

今後も適切に制度を運用してまいりますとともに、必要な予算措置を講じた中で、子供たち皆がきちっとした義務教育を受けられるような、そんなことを町としてもしてまいりたいというように考えているところでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

2 番 では、再質問に移らせていただきます。

先ほど、文部科学省のほうの基準に合わせてということでは言われてましたけど、こちらに影響が出ないようにということで就学援助費実質調査ということを行ってました。その結果を見ますと1,697自治体が定数を上げるなどし、また1,117自治体に影響が出ないように実施するとされていましてけれども、大井町の場合、もしも影響が出ないようになれるのであれば、何年度をめどに生活基準にしているのかお伺いします。

教育総務課長 ただいまの御質問ですけれども、大井町といたしましては生活保護基準が下がったことによる影響が就学援助に対して出ないようにというような内容で文科省からの通知に従いまして、うちのほうでも要保護世帯に対しては前年度援助対象者とした世帯につきましては、そのまま今年度も援助対象としたというところでございます。

要は、生活保護基準は前年度のものを使用したというところで対応させていただいてございます。

そういったことから、生活保護基準の改定につきましては今後3年間をめどに行っていくものでございます。そのようなものもございまして、毎年下がっていくものと考えてございますので、それに対して教育委員会として、毎年、例えば3年後も前年度の、例えば今年度に対する前年度、平成25年度ですけれども、その平成25年度さかのぼってずっと3年間使用しているのかということにつきましては、現段階では確定はしておりませんので、こちらにつきましては国の動向、あるいは周辺市町村の動向を見ながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

- 2 番 3年ごとに見直すということであれば、見直すという言い方は変ですけども、3年ごとに検討されていくと思うんですけども、その中で、確か国の基準等に基づいてということで行われているので、これ、要項などにも定めて計算されていていっていると思うんですが、その計算の仕方、要項などについて議会のほうに示されていません、今現在。

そういったのを、もし前年度やられるというのであれば、そういった数字についても資料等を示していただかなければいけないのではないかとと思いますが、その点についてお伺います。

教育総務課長 まず1点目の、その3年ごとという御理解をいただいているようでございますけれども、3年ごとではございませんで、今後3年間毎年引き下げていくということでございます。

それから、2点目の御質問の要保護に関する算定基準が示されていないということですけども、要保護につきましては、教育委員会としては修学旅行費のみの支出になってございますので、特に修学旅行につきましては全額の支給というふうになってございますから、計算式というものは存在してございません。

以上です。

- 2 番 では、二つ目に移らせていただきます。

町のほうでは1.3未満ということで変更する予定はないと先ほどの答弁にありましたけれども、今後、生活保護基準が下がっていったとき、皆さんやはり学業について援助できないと思うんですが、基準のほう下がるということは、この1.3未満で計算した場合、さらに下がっていくと思えますし、また消費税増により生活保護受給者がふえると思えますが、やはりこの対応としまして1.5倍に引き上げる検討とか、そういうのは考えないんですか、お伺いします。

教育総務課長 先ほどの答弁と若干関係してまいりますけれども、今後、生活保護基準が3年間にわたって引き下がっていくところを考えた上で、それに対して、旧生活保護基準をそのまま使用していくのか、もし、それを使用していくということであれば、生活保護基準が今後3年間かけて下がっていくことに対しては対応できるものと考えてございます。

一方で、仮に3年間これから下がっていくのに対して、そのままこちらの準要保護の関係も基準を下げていくということであれば、議員おっしゃるとおり基準自体が下がっていくということになってまいります。

そういうことであれば、その1.3倍を1.5倍にというふうな考えも検討の中には入ってくると思えますけれども、現時点ではそれをどうするかとい

うことについては決まってございませんので、今後の検討課題としたいと思えます。

以上です。

- 2 番 戻った質問の仕方になりますけど、検討していくということで前向きという話がありましたけど、今現在1.3未満の根拠というのは何なのかをお伺いします。

教育総務課長 1.3倍以下の根拠というところがございますけれども、この要保護と準要保護の制度でございますけれども、以前から双方とも国庫補助がございました。それが平成17年度を境に、準要保護につきましては国庫補助が打ち切られたというような状況で、それをもって準要保護につきましては市町村の単独事業となっております。構成措置という計算の中には入っておりますけれども、基本的には市町村の単独事業というところがございます。

それで、1.3倍という根拠なんですけれども、平成17年に国庫補助が打ち切られた段階をもって全国の市町村で約1.3倍から1.5倍というところで、そういう基準に下さいよというところで、平成17年度以前までに国から示されていた数字でございます。それがそのまま国庫補助が打ち切られた関係で市町村単独事業になったというところであり、それを引き続き継続している市町村が多くなるというところで1.3倍というところが一番多くなっているというような状況です。

以上です。

- 2 番 1.3倍が多いからそれに合わせたということでもありますけれども、相模原とか真鶴町なんかは確か1.5倍にしていますけれども、当初、そういう1.5倍に合わせる予定はなかったかについてお伺いします。

教育総務課長 当時は、大井町としては国から示された数字が1.3から1.5というところでありましたので、この周辺の市町村を含めまして、1.3というところが基本になってございます。

その後、市町村単独の事業になったことから、この1.3も、例えば1.0にした市町村等もございます。それから、議員おっしゃるとおり1.5倍としたような市町村もございます。

それから、場合によっては、これは大きい市が多いんですけれども、1.0から1.5倍までの間で段階的に支給しているというような市町村もございます。

ですから、単独事業でございますから、各市町村によって対応はそれぞれだということになります。

そんなことを含めまして、大井町としても今後検討していきたいという

ところでございます。

以上です。

2 番 3番目の質問をさせていただきます。

現在、先ほど12品目のうち4品目というふうに聞きましたけど、その中でクラブ活動、あと校外活動費なんかも、子育てしている方がこういうのに参加したいけどお金がなくて参加できないということを考えた場合、品目をふやすという考えはあるのかについてお伺いいたします。

教育総務課長 ただいま議員から御質問いただきまして、内容といたしましては品目の数をふやしてはどうかというところでございます。

先ほど町長の答弁の中にもございましたように、大井町としては学校給食についてはかなり昔のころから小中学校で完全給食ということでございまして、その品目につきましてはかねてより全額支給をしてございます。

それにあわせまして、修学旅行費につきましても同様、全額の支給をしてございます。

そんなところで、あと二つの学用品、あるいは校外活動費、これは宿泊を伴わないものに限りますけれども、それにつきましても大井町としては対象にさせていただいております。

うちの基本的な考え方といたしましては、誰もが公平に必要なとされる部分がこの準要保護の基準として必要なかなという考えがございまして。

これまではそういう考え方を持って対応してまいりましたけれども、例えば先ほど来、議員の質問にもございますように、生活保護基準が下がってくるというところもございまして、それに対して準要保護のほうはどうするのかというような考え方もございます。

例えばのお話ですけれども、その準要保護を今後どうするのかというところでございまして、例えば、広く、浅くがいいのか、それとも、狭く、深く、手厚くがいいのかというところでございます。

今、現状の状況を考えますと、現時点で広く、浅くの傾向がありがちかなという状況もございまして、今年度もその辺を基準を変更させていただいたところもございまして。

今後の基本の考え方としては、本当に準要保護の援助を必要としている方に対して手厚い中で交付ができたらいかなというところで基本的な考え方を持ってございまして、それに沿った中で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

2 番 教育の場を広げていくということでありまして、大井町は今回、9月の議会の中でもありましたけど、相和小学校のところを小規模特認校とし

ました。その中で、準要保護の方がもし通いたいという場合、いろんな活動費等がかかると思いますが、そういった人たちがやはり行きやすいような状況をつくるために、やはりこういった項目をふやすべきではないかと思いますが、そちらの認定校は通うにしても活動するにしてもある程度お金にゆとりのある人しか通えなくなってしまうためには、そういった項目をふやして少しでも通いやすいように整備しなければいけないんじゃないかと思いますが、その点についてお伺いします。

教育総務課長　ただいま議員から、相和小学校に例えば平地から通う方というお話がございましたけれども、そうした特定の方に関しての制度ではないと私どもは考えてございます。

　広く浅くといいますか、先ほど私ども申し上げましたとおり、誰もが公平に通うことができるためにはどのような援助が必要かというような発想の中で考えてございます。

　そういった中でも、もし仮に相和小学校に通う方も含まれるというような考え方であれば、例えば、通学のために必要な経費ではどんなものがあるかということも、例えば一部国の基準の中にも入ってございますので、それについては追加をしていくのかなというような考え方もできるのではないかなというふうに考えております。

　以上です。

2　番　最後の質問にさせていただきますけれども、小田原の片浦小学校なんかは、やはりいろいろな活動をされていまして、校外活動、また地域で活動し、PTAなんかも参加し、いろいろ費用がかかっているという話も聞いています。

　そういった点を考えると、やはりこの時点で検討していったって、また、小規模特認校に行けるような、やはり魅力あるものであるということを伝えるためには、所得の低い方でも対象にして説明していかなければいけないんじゃないかと思いますが、そういった説明等も今後されるのかについてお伺いします。

教育総務課長　今後、相和小学校の小規模特認制度に関しましては、うちのほうから相和小学校の保護者あるいは地域の方々、どんな方々が対象になるかわかりませんが、今の時点では通知を差し上げているところがございますので、必要に応じて、やはり説明はしていく必要があるというように考えてございます。

　それから、その説明の中に要保護、あるいは準要保護制度につきまして、機会があればしていきたいと思いますが、現時点でそれについての対応が徹底していない状況でございますので、それが決まった次第、その

時点でそのような説明を加えていきたいなというように考えてございます。以上です。